

# 技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進事業助成要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進基金（以下「基金」という。）を活用した、技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進事業にかかる経費（以下「育成強化経費等」という。）の助成等について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 主に若年技能者の育成支援及び技能振興に資する事業を実施することにより、本県の基盤産業である製造業を支える「ものづくり」の振興を図る。

## (事業内容等)

第3条 助成金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業
  - (2) 技能五輪全国大会等遠隔地開催旅費助成事業
  - (3) 地域における若年技能者育成支援事業
  - (4) その他会長が第2条に定める目的を達成するために必要と認めた事業
- 2 事業内容のほか、必要な内容は、各事業の実施要領に定める。
- 3 栃木県職業能力開発協会会長（以下、「会長」という）は、第1項に定める各助成事業等の遂行に要する事務費に基金を充てることができる。

## (助成対象及び助成額等)

第4条 助成対象及び助成額等は、各事業の実施要領に定める。

## (助成の手続き)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各事業の実施要領に示された計画書を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、助成の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、助成の決定をした場合において、その後の状況の変化により必要が生じた場合、助成の条件を変更することがある。
- 4 申請者は、各事業の実施要領の内容に基づき、実績報告書を会長に提出しなければならない。
- 5 助成金は、申請者に対して、実績報告書を会長が審査承認をしたのち支払うものとする。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。